

紹介手数料の返戻金制度について

当社の紹介により就職が成立した求職者が、専ら求職者（就職者）の責めに帰すべき事由により就業開始後 3 カ月以内に離職に至った場合には、領収済み紹介手数料の 50%、6 カ月以内に退職の場合は 25%を求人者に返還する。

但し、紹介予定派遣を経ての就職の場合、また求職者の離職理由が就職先の各種労働関係法令違反に起因するもの場合には、紹介手数料の返還は行なわない。

エムシーパートナーズ株式会社 許可番号 13-ユ-304430